

資産の承継をサポート

信用金庫にはご自分のため、ご家族のために、円滑な資産の承継をサポートするサービスがあります。

●しんきん暦年信託「こころのリボン」

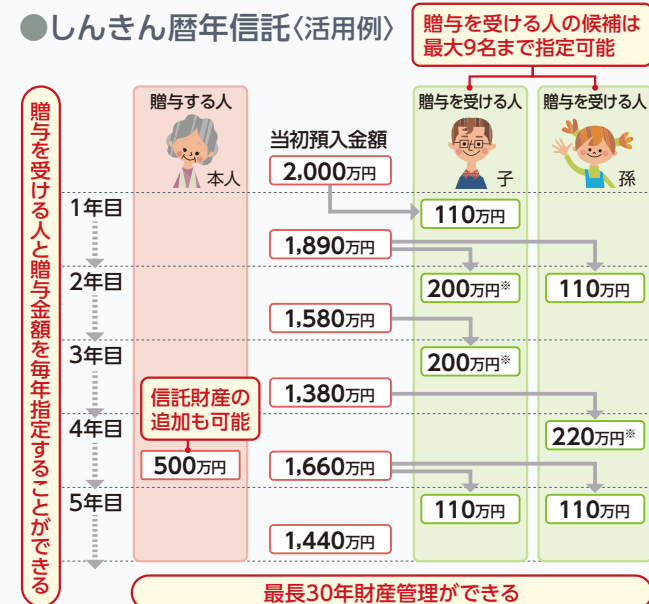
相続財産の圧縮や、争族の防止などに役立つ暦年贈与。信金中央金庫がお客さまの暦年贈与をサポートする商品が「こころのリボン」です。信託財産の元本は信金中央金庫が保証するので安全です。

POINT

- ① 贈与の依頼書や受贈の確認書など必要書類の授受は信金中央金庫が代行
- ② 定期的な書類送付で贈与の機会を逃さない



●しんきん暦年信託〈活用例〉



※その年の1月1日～12月31日までの間に受けた贈与の総額(上記以外の贈与も含む)が110万円を超えた場合、贈与を受けた人は贈与税の申告・納税手続きが必要。

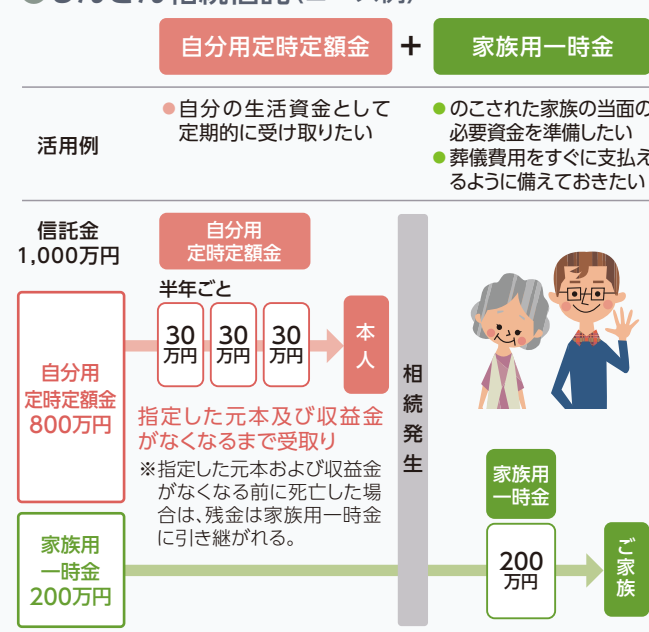
●しんきん相続信託「こころのボタン」

遺産分割協議前でも相続預金の払戻しができる制度が設けられました(P10)が、必要書類も多く、手続きに時間がかかることもあります。「こころのボタン」は相続人が受取る際の手続きも簡単で、のこされた家族がすみやかに生活資金や葬儀費用などを確保するのに役立ちます。またご自身の生活資金の定時定額金受取りとも組み合わせることができます。信託財産の元本は信金中央金庫が保証します。

POINT

- ① 自分の将来の生活資金として定期的に受取れる
- ② 家族にのこす金額や受取り方を指定できる

●しんきん相続信託〈コース例〉



● 増えています、相続問題 ●

相続お役立ちガイド

「我が家には無縁」と思っている方や「いずれは」と先延ばしにしている方も多い「相続問題」。でも基礎的な知識があれば回避、軽減できることもあります。ある日突然やってくる相続への対策に、ぜひご活用ください。

●遺産分割事件の約78%は、5,000万円以下の分割トラブル!

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(遺産の価額別)

遺産の価額	割合
不詳	4.1%
5億円超	0.6%
5億円以下	6.4%
1億円以下	11.3%
5,000万円以下	42.9%
1,000万円以下	34.7%

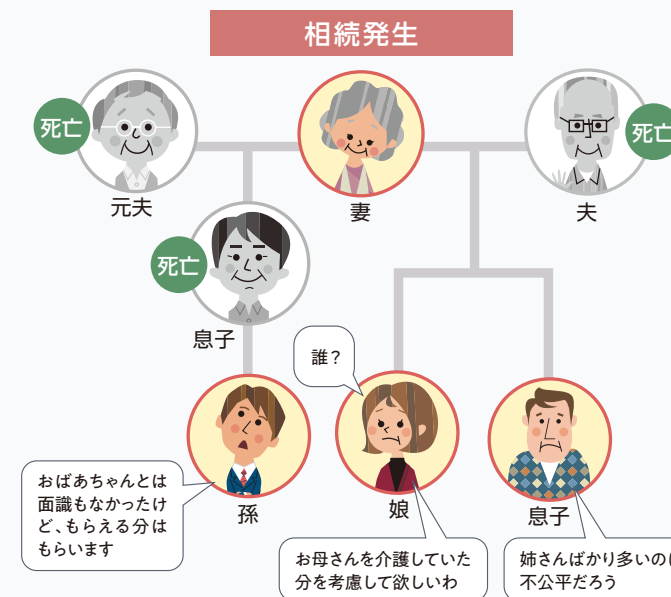
総数 5,807件

遺産分割のトラブルは、5,000万円以下の場合が7割超

約78%!

全家庭裁判所の遺産分割事件数(最高裁判所・2020年度司法統計)

●相続人全員の同意が得られないと、遺産分割はできません!



遺言書がない場合、相続人同士で遺産をどのように分配するかを話し合いで決める必要があります(遺産分割協議)。

相続人全員が同意する必要がありますが、一人でも署名・押印を拒否する人がいれば、遺産分割を実行することはできません。

話し合いがまとまらず申告・納税期限である10ヵ月を過ぎてしまうと、延滞税などのペナルティがあるだけでなく、配偶者の税額軽減や小規模宅地の評価減(P9)などの特例措置も使えなくなってしまう。

相続が「争族」とならないように、遺産を譲る側も事前に対策を講じる必要があるのです。



千葉信用金庫

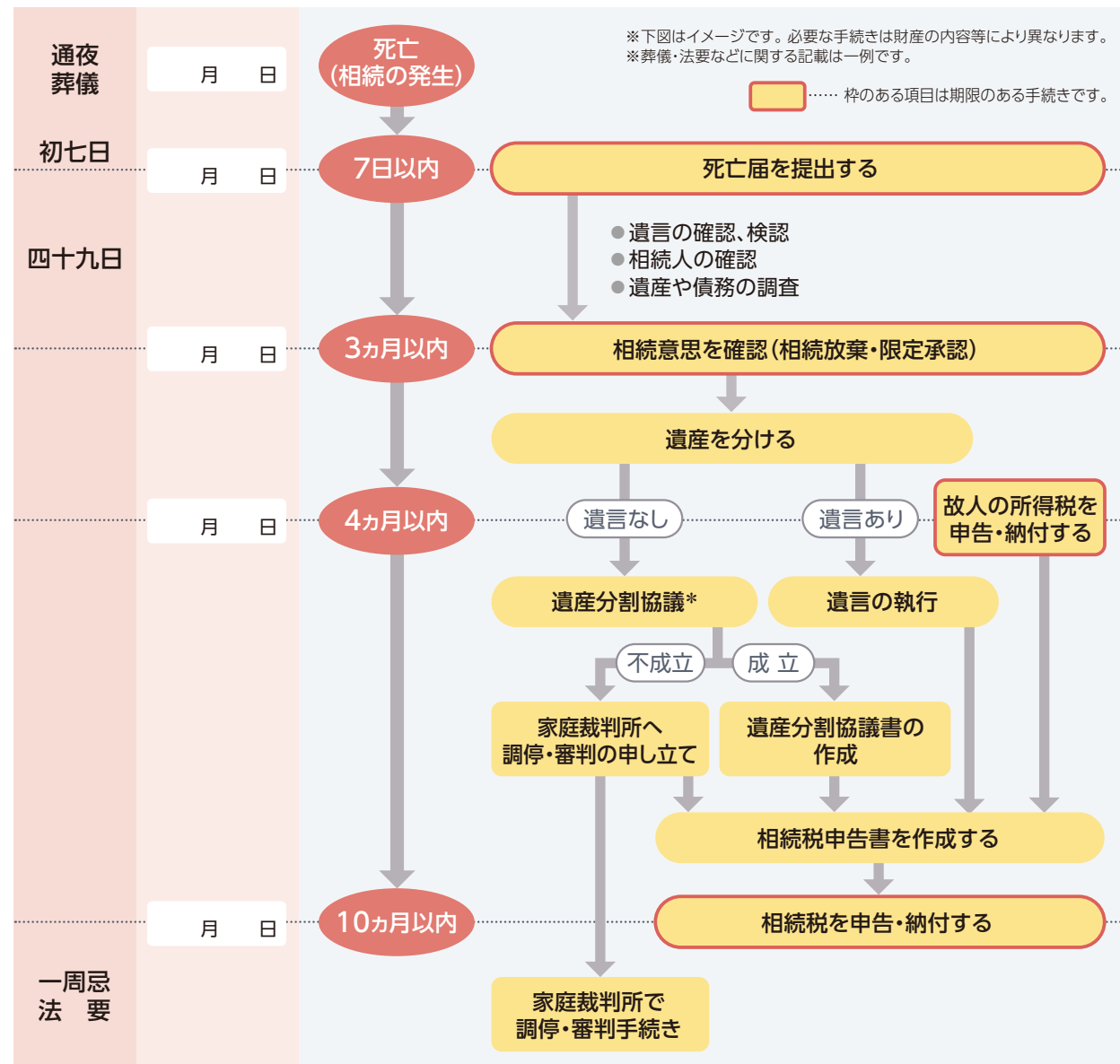
- 本商品は信金中央金庫の商品であり、信用金庫は信金中央金庫の信託契約代理店として媒介をいたします。
- ご契約に際してはお客様と信金中央金庫が契約当事者となります。
- 詳しくは当信用金庫までお問い合わせください。商品パンフレット等をご用意しています。

税務上の取扱いについては、2023年4月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱いにつきましては、税理士等の専門家、所轄の税務署等にご相談ください。

相続手続きの流れ

相続開始から税金を納めるまで、わずか10ヵ月しかありません。
相続に関して事前に家族で話し合っておくことが、相続人同士のトラブルを回避するのに役立ちます。

●相続が発生した場合、どのような手続きがいつまでに必要か知っておきましょう。



*民法改正により成人年齢が引き下げられたことから、2022年4月1日以降18歳以上であれば、遺産分割協議に参加できるようになりました。

相続の方法は3種類

単純承認

財産も債務も無条件で相続します。3ヵ月以内に相続放棄か限定承認の選択をしなければ、自動的に単純承認したとして取り扱われます。

相続放棄

財産も債務もすべて放棄します。例えば被相続人に多額の借金があった場合などは、相続人は財産や借金を一切放棄することができます。相続人単独でも手続きできます。

限定承認

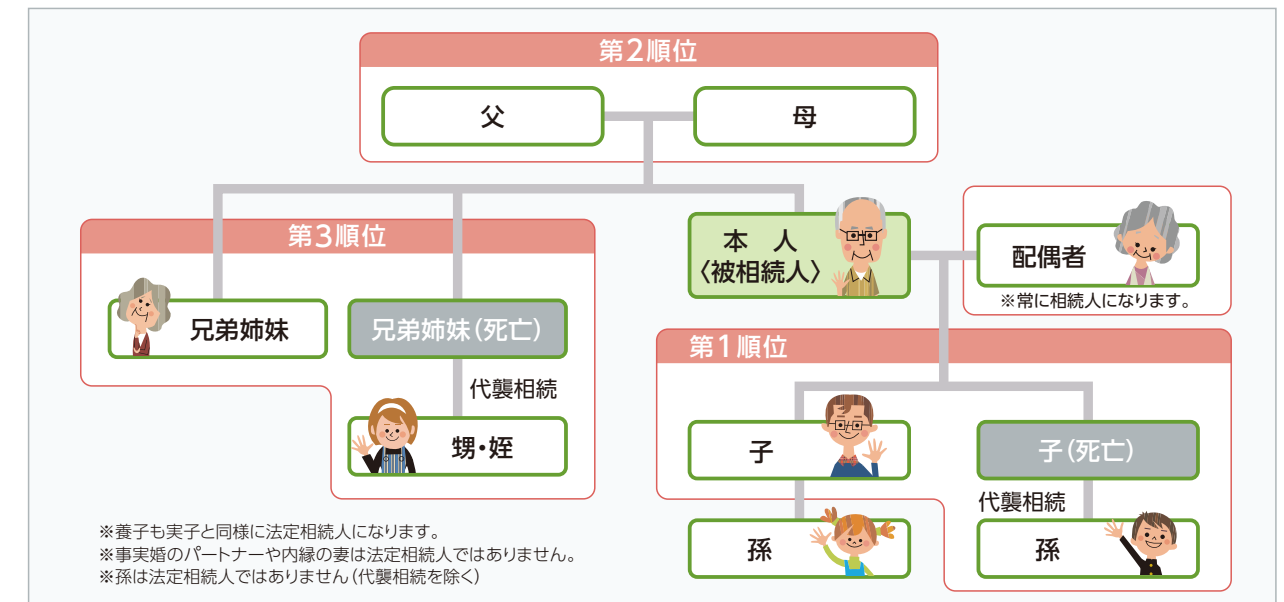
借金などマイナスの財産があった場合はプラスの財産の範囲内を限度に相続し、それ以上のマイナスの財産は相続しない方法です。相続人全員の総意が必要です。

法定相続人ってだれのこと?

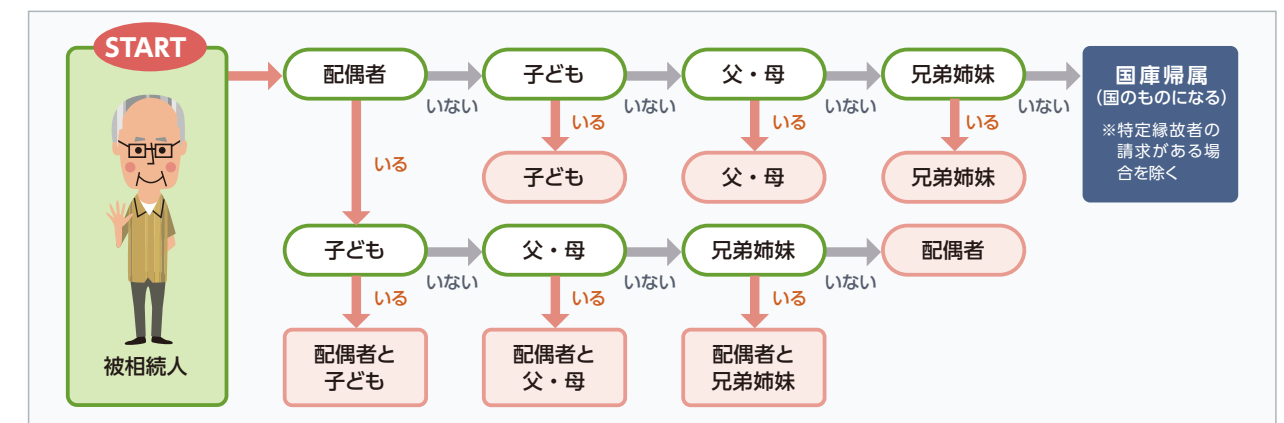


民法の規定により相続人になれる人を「法定相続人」といい、それぞれの相続人が相続できる法律上の割合が定められています。

●法定相続人の範囲と相続人の順位



●法定相続人になるのはどの順番?



●法定相続分と遺留分を知っておこう

相続人は?	配偶者 + 子ども		配偶者 + 父母		配偶者 + 兄弟姉妹		配偶者のみ
	配偶者	子ども	配偶者	父母	配偶者	兄弟姉妹	
法定相続分	1/2	1/2 (人数で分ける)	2/3	1/3 (人数で分ける)	3/4	1/4 (人数で分ける)	1
遺留分	1/4	1/4 (人数で分ける)	1/3	1/6 (人数で分ける)	1/2	0	1/2

遺留分とは?

民法では特定の相続人に一定の財産をもらう権利を認めています。これを「遺留分」といいます。遺言書などで自分の遺留分が侵害された時は、他の相続人に財産を請求することができます。これを「遺留分侵害額請求」といいます。

ONE POINT

相続税がかかるかどうか、確認しましょう

相続等によって取得した財産が一定金額を超えた場合にかかるのが相続税です。
課税価額の合計額が基礎控除額を超えるかどうかで、相続税がかかるか決まります。

1 法定相続人は何人ですか？(P2で確認)

A 人

2 基礎控除額を計算しましょう

基礎控除
3,000万円 + 600万円 × A 人 = B 万円

3 相続税がかかるか確認しましょう

C 課税価額の合計額

B 基礎控除額

万円

相続税は
かかりません

家族へのこのし方を中心に
相続対策を検討しましょう。

B 基礎控除額

万円

相続税の申告が
必要です

P4～P9で納税資金の準備や
相続税対策を考えましょう。

※課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いた
残額に対して相続税が課税されます。

相続財産の種類			計算方法	相続税評価額
財 産	不動産	土地	路線価×面積(㎡) または固定資産税評価額×評価倍率	万円
		家屋	固定資産税評価額	万円
		貸家	上記固定資産税評価額の70%	万円
	有価証券	上場株	相続開始日の時価等×持株数	万円
		未上場株	税理士などの専門家に相談	万円
		投資信託	相続開始日の時価×口数	万円
	現預金		現在の残高	万円
	みなし相続財産	生命保険金	死亡保険金－非課税額	万円
		死亡退職金	死亡退職金－非課税額	万円
	その他			万円
債務(借入金)、推定葬儀費用等の合計				 万円
正味の遺産額(課税価額の合計額)				 万円

ONE
POINT

法定相続人の数には
相続放棄をした人も含めます

相続税の基礎控除額の計算では、相続放棄をした人も法定相続人の数に含めます。また、生命保険の非課税枠の計算(P8)も、同様に相続放棄をした人も計算に入れますが、相続放棄した本人が受取る生命保険金には、非課税枠は適用されません。



相続対策



資産圧縮
のこされた家族
にとって、相続税
が重い負担にな
らないように



納税資金
相続発生後、家
族が葬儀費用や
納税資金に困ら
ないように



資産分割
のこされた家族が、
「誰が」「何を」相続
するかでトラブル
にならないように



**相続
発生後
の手続き**

遺言

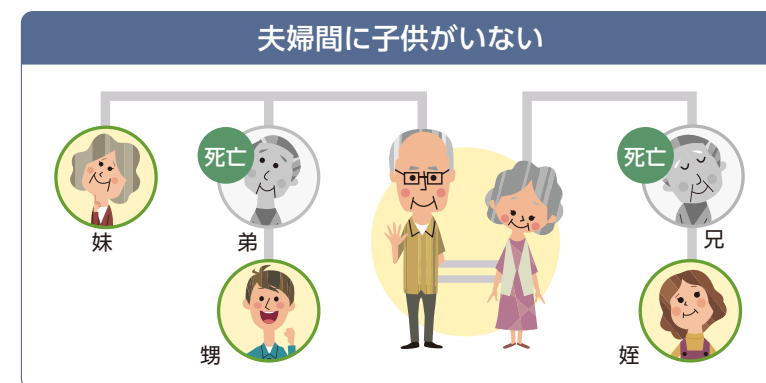
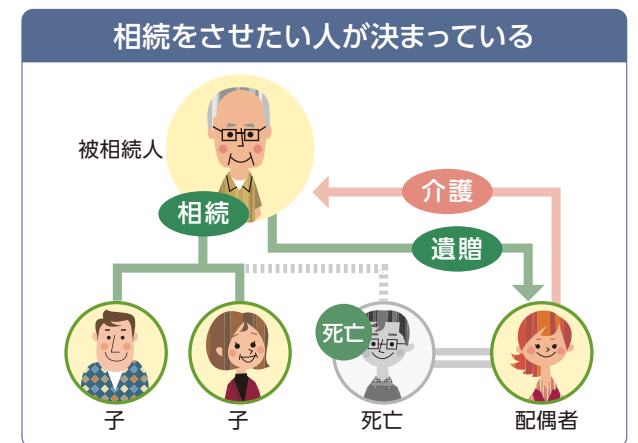
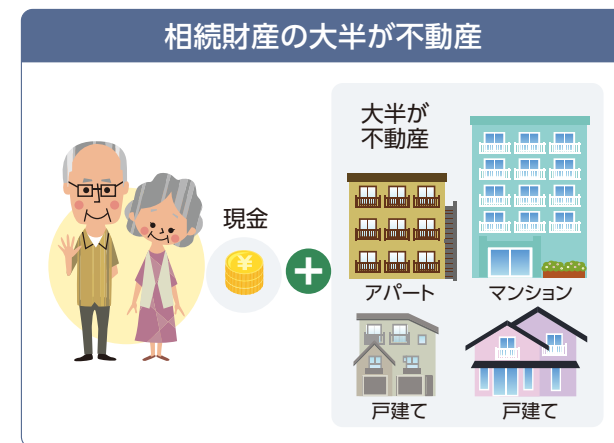


自分の財産を円滑に受け継いでほしい、トラブルになってほしくないという場合は、遺言書の作成が有効です。2019年から順次「自筆証書遺言」のルールが改訂され、より利用しやすい制度となりました。

●遺言書は大きく2つのタイプに分けられます

	公正証書遺言	自筆証書遺言
特 徴	遺言者が公証役場で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する	自筆で作成し、日付、氏名を記入の上押印する財産目録についてのみ、パソコン等での作成も可能
メリット	- 形式の不備がない - 家庭裁判所での検認が不要 - 原本は公証役場に保管されるため、紛失や偽造の心配がない	- 自分1人で手軽に作成できる - 費用はほぼかからない - 遺言の内容を秘密にできる - 法務局での保管制度も利用できる
デメリット	2名の証人が必要 - 費用がかかる	- 形式に不備があると無効になる可能性がある - 自宅等で保管の場合、紛失や偽造、隠匿のおそれがある - 家庭裁判所での検認が必要

●こんなご家庭は遺言書が有効



ONE
POINT

遺贈って？

遺言によって財産を譲ることを遺贈といいます。通常法定相続人とはならない孫や甥姪、また親族以外にも遺贈は可能ですが、遺留分を侵害する内容の遺言をのこすとトラブルに繋がります。慎重に準備しましょう。

生前贈与を賢く利用しましょう

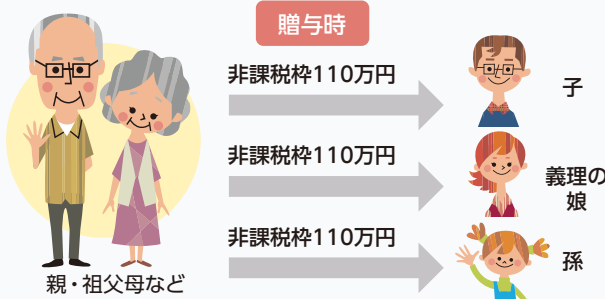


相続対策の中でも最も一般的で、資産圧縮、納税資金準備のどちらにも有効な方法が生前贈与です。相続時の遺産を少なくすることで相続税が軽減され、また相続人にとっては納税資金の準備になります。

●生前贈与には2つの方法があります

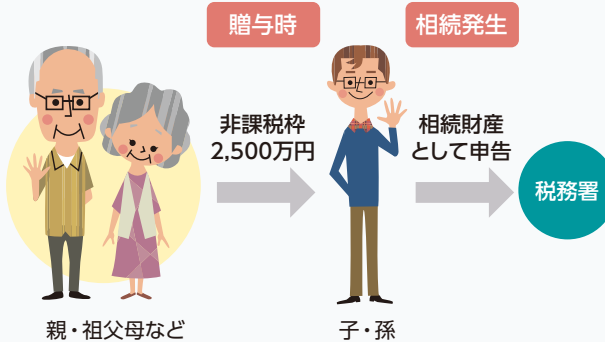
① 暦年贈与

- 【特徴】
- 毎年110万円の基礎控除を使えます。
 - 誰が誰に、という制限がないので、甥や子の配偶者などにも渡せます。
 - 贈与税がかかる場合は贈与の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与を受けた者が申告・納税します。



② 相続時精算課税制度

- 【特徴】
- 贈与をした段階では2,500万円まで非課税ですが、相続が発生した時には、さかのぼってこの贈与額を相続財産に加算します。
 - 加算してもなお相続税が基礎控除の範囲内であれば、税金的なメリットがあるといえます。
 - 相続時ではなく贈与時の価値で加算するため、将来値上がりしそうな財産を事前に贈与することで節税に繋がることもあります。



	① 暦年贈与	② 相続時精算課税制度
概要	暦年(1月1日から12月31日までの1年間)毎にその年中に贈与された価額の合計に対しての贈与税が課税されます。	子や孫への贈与について、選択制により贈与時に軽減された贈与税を負担し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限なし	60歳以上の父母・祖父母
受贈者	制限なし	18歳以上の子または孫※1
選択の届出	不要	必要(一度選択すれば、相続時まで継続適用)
控除	基礎控除額(年間): 110万円	非課税枠: 通年2,500万円(限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%~55%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して一律20%の税率
注意点	相続または遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産の価額は、相続税の課税価格に持ち戻され、相続税の対象となります。ただし孫など相続人でない者※2への贈与財産は、持ち戻されません。	暦年贈与とは併用できず、また途中で変更もできません。ただし贈与者が異なれば、それぞれ選択可能です。 例) 父からは暦年贈与、母からは相続時精算課税制度 など

※1 民法改正により成人年齢が引き下げられたことから、2022年4月1日以降、受贈者の年齢は18歳からとなりました。
※2 代襲相続人、遺贈や生命保険の受取人として遺産を相続する者は、相続人と同様に持ち戻しの対象となります。

PICK UP

生前贈与の改正予定

2024年1月から、暦年贈与、相続時精算課税制度ともに大きくルールが変わります。

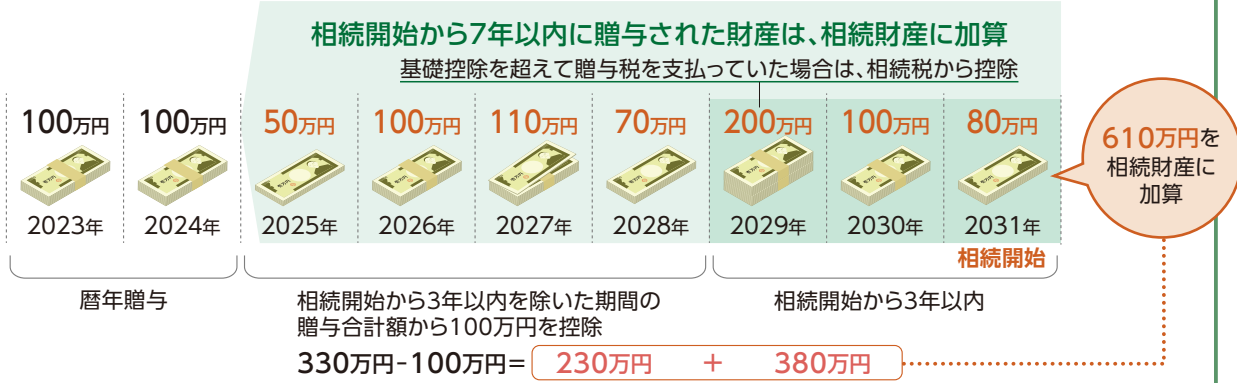
① 暦年贈与の改正

相続または遺贈等により財産を取得した者への、生前の贈与について

現 相続開始前3年以内の贈与財産は、なかったこととみなされ、相続財産に加算。

新 相続開始前7年以内の贈与財産は、なかったこととみなされ、相続財産に加算。ただし3年前~7年前の間の贈与財産合計額は100万円を控除して加算。

例) 9年間、年初に合計910万円贈与。2031年12月1日に相続開始
2024年12月1日以降贈与により取得した財産の合計額は、相続税の課税価格に加算(ただし2024年12月1日~2028年12月1日間の贈与財産の合計額からは100万円を控除)



ONE POINT

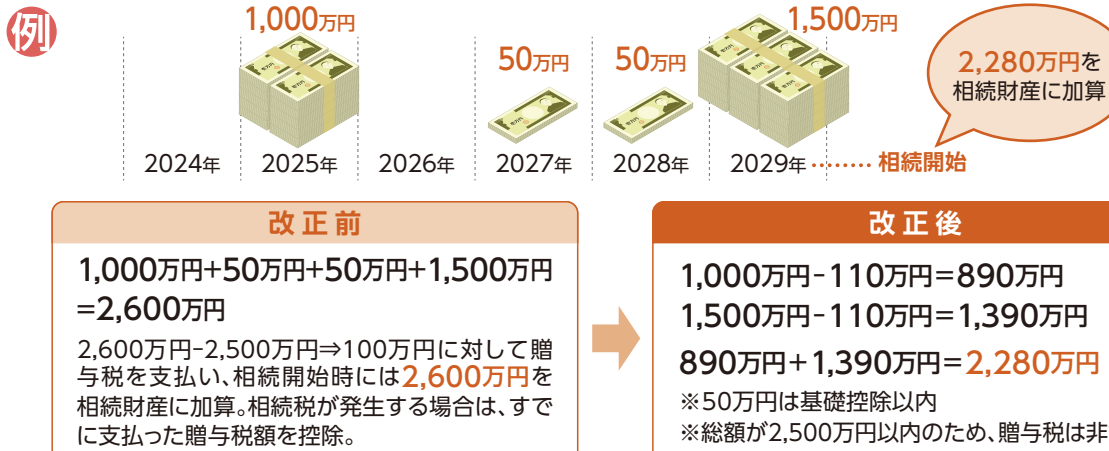
孫など相続人でない者*への贈与は、引き続き相続財産には持ち戻されません。

*代襲相続人、遺贈や生命保険の受取人として遺産を相続する者は、相続人と同様に持ち戻しの対象となります。



② 相続時精算課税制度の改正

年間110万円の基礎控除が新設されます。これにより基礎控除を超えた分のみが相続税の課税価格に加算されます。基礎控除額以内であれば申告する必要もありません。



生前贈与での非課税制度



生前贈与(暦年贈与)には贈与を受ける側の利用目的によって非課税制度が設けられており、それぞれ年間110万円の基礎控除との併用、または相続時精算課税制度との併用が可能です。*

また相続開始前3年以内の贈与でも、相続財産への持ち戻しはありません。

※基礎控除と相続時精算課税制度は併用できません

●贈与税の主な非課税制度

目 的	教育資金	結婚・子育て資金	住宅取得資金
期 間	2026年3月末まで	2025年3月末まで	2023年12月31日まで
贈与者／受贈者	父母、祖父母、曾祖父母などの直系尊属から子や孫、ひ孫へ		
受贈者年齢	30歳未満	18歳以上*～50歳未満	18歳以上*
受贈者収入条件	年間所得1,000万円以下		年間所得2,000万円以下
非課税額上限	1,500万円※1	1,000万円※2	500万円または1,000万円※3
非課税対象となる資金用途	①学校に支払う入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定料、学用品費、修学旅行費、学校給食費など ②学校以外(学習塾、スポーツ教室、ピアノ教室など)に支払う月謝、学用品など ③通学定期代、留学渡航費用 ※1 ②③の場合は500万円まで	①妊娠・出産費用(不妊治療費、妊婦健診料、分娩費、入院費など)、育児費用(未就学児の治療、予防接種、乳幼児健診、医療品など)、保育費用など ②結婚費用(挙式代、会場費、新居の家賃、礼金敷金など) ※2 ②の場合は300万円まで	住宅取得等のための資金 ■対象となる住宅の要件 ●登記簿 床面積50㎡～240㎡(受贈者の所得金額が1,000万円以下なら40㎡～) ●新耐震基準に適合(1982年1月1日以降の建築物であれば適合とみなす) ※3 家屋の種類による上限額については下記の通り ●耐震・省エネまたはバリアフリーの住宅用家屋……1,000万円 ●通常の住宅……500万円
備 考	●受贈者の上限年齢に達した場合： 残額に贈与税が課せられます。 ●贈与者の死亡時点で使い切っていない場合： 残額は相続税の課税対象となり、さらに孫やひ孫の場合は相続税は2割加算となります。 23歳未満や在学中等の場合の教育資金残額は除かれますが、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、23歳未満でも残額は相続税の課税対象となります。		

*民法改正により成人年齢が引き下げられたことから、2022年4月1日以降、受贈者の年齢は18歳からとなりました。

●配偶者控除の特例

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産またはその取得資金の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)されるという特例があります。また配偶者から遺贈、贈与のあった居住用不動産は、相続財産に含めずに遺産分割することができます。(P10)

特例を受けるための適用要件

- (1) 夫婦の婚姻期間が20年を超えていること(内縁関係では認められません)
- (2) 配偶者から贈与された財産が国内の居住用不動産、または居住用不動産の取得資金であること
- (3) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与された居住用不動産、または贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に居住し、その後も引き続き住み込みであること
- (4) いままで同じ配偶者からこの特例の適用を受けていないこと



生命保険



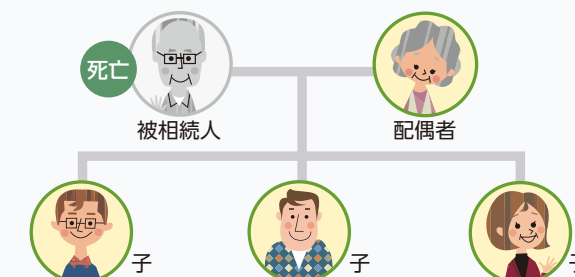
生命保険には、相続問題に有効な多くのメリットがあります。
ポイントをしっかりおさえて、上手に利用しましょう。

メリット●1 相続税の非課税枠があります

生命保険金の非課税枠 非課税枠=500万円×法定相続人の数

例 契約者:本人 死亡保険金評価額 = 5,000万円 - (500万円×4名) = 3,000万円
被保険者:本人
死亡保険金受取人:配偶者
死亡保険金額:5,000万円
法定相続人:4名

※死亡保険金の受取人が1人でも、法定相続人の数全員をカウントします。
※複数の受取人がいる場合、保険金額に応じて非課税額も案分されます。
※法定相続人の数には相続放棄をした人も含まれますが、当人の非課税額は0円です。

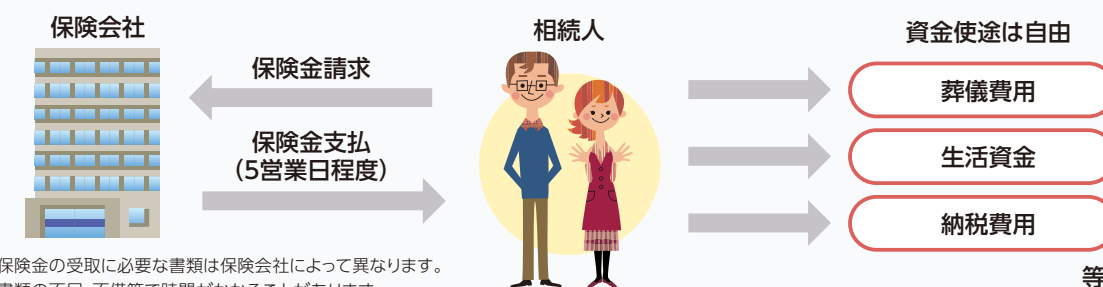


メリット●2 のこしたいお金に【宛名】を付けられます

- 死亡保険金は相続税では財産としてカウントされますが、民法上は受取人固有の財産であり、原則遺産分割協議の対象外となります。
- のこしたい人に確実にのこすことができます。
- 受取人を複数にしたり、契約後に受取人を変更することも可能です。

例	保険契約者	被保険者	保険金受取人	受取人続柄	受取割合
	金子 一郎	金子 一郎	金子 大介	長男	50%
			金子 花美	妻	50%

メリット●3 葬儀費用や生活資金などに、すみやかに活用できます



※保険金の受取に必要な書類は保険会社によって異なります。
※書類の不足、不備等で時間がかかることがあります。

ONE POINT 相続放棄をしていても保険金は受け取れます!

放棄した本人は非課税枠を使えませんが、「法定相続人の数」には含めることができます。



配偶者や親族の特例もフル活用



遺族の生活維持に必要だとされる財産については、税負担を抑えるために様々な特例が設けられています。これらの特例を前提に準備することで、税負担を極力抑えることができます。

●配偶者の税額軽減は1億6,000万円まで!

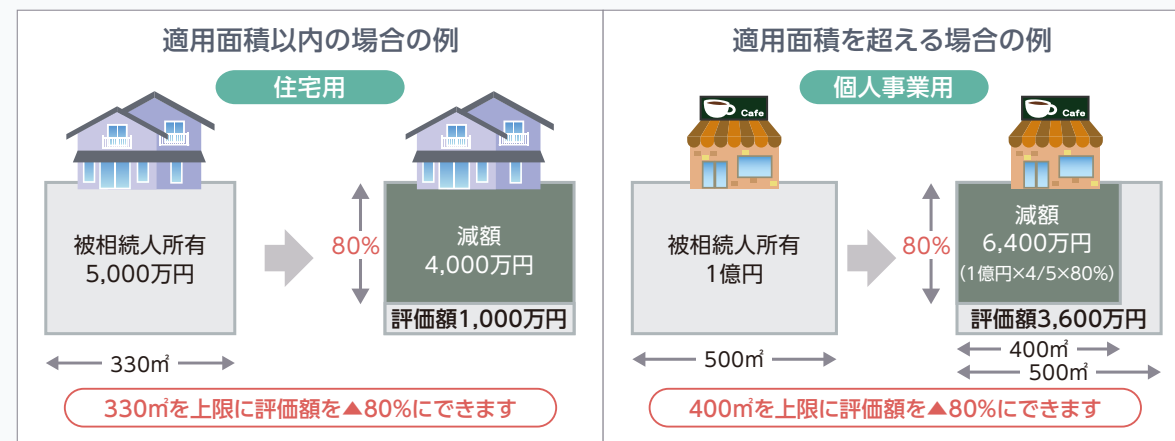
配偶者が受け取った相続財産のうち、次のいずれか大きい金額までは、配偶者には相続税はかかりません。

- ①1億6,000万円
- ②配偶者の法定相続分



●小規模宅地等の特例

被相続人または被相続人と生計を一にしていた親族の、事業用または居住用として使用されていた宅地等を相続し申告期限まで継続して活用した場合、一定の面積まで評価額が減額されます。



小規模宅地の評価減の範囲

宅地区分	内 容	適用面積 の上限	減額割合
住宅用	自宅の敷地 ※老人ホーム転居後の相続や、内階段のない二世帯住宅の敷地も対象となります。	330㎡	▲80%
個人事業用	個人商店、医院、工場などの敷地	400㎡	▲80%
同族会社 事業用	同族関係者が株式の過半数をもつ 同族会社の事業敷地	400㎡	▲80%
不動産 貸付用	アパート、駐車場など賃貸中の不動産	200㎡	▲50%

PICK UP

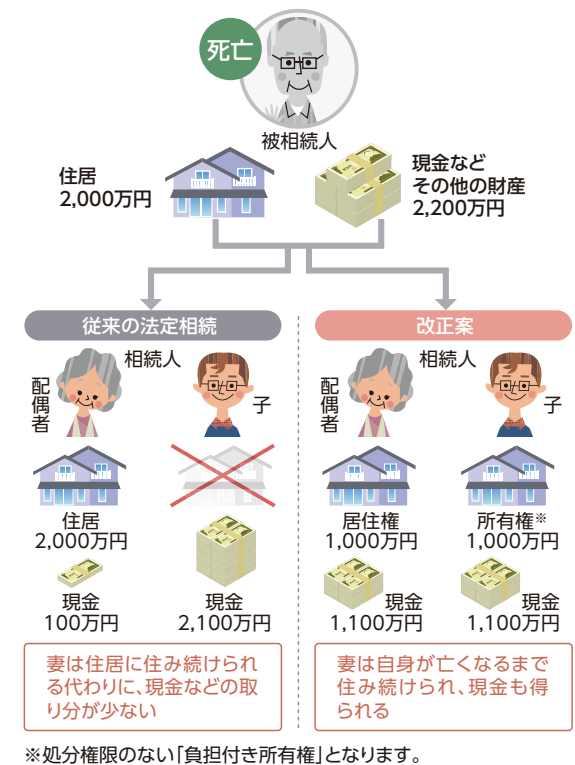
相続に関わるその他の制度

高齢化への対応やのこされた配偶者の保護を目的として、約40年ぶりに相続に関する民法が見直され、2020年4月1日から施行されています。

●配偶者居住権

のこされた配偶者が居住建物を確保しつつ、老後の生活資金として預貯金等の金融資産も取得できるよう、「配偶者居住権」が設けられました。

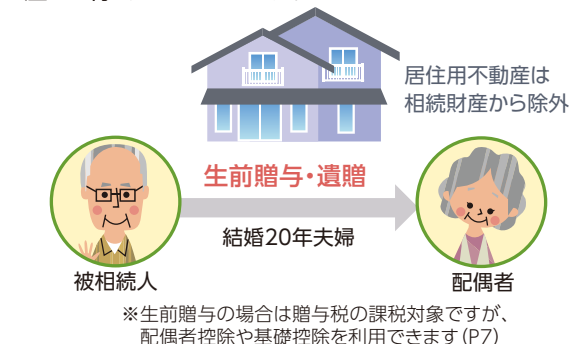
例) 夫が亡くなり、妻と子ども1人で1/2ずつ遺産分割する場合



※処分権限のない「負担付き所有権」となります。

●住居の夫婦間贈与等に関する優遇措置

結婚してから20年が経った夫婦間で、居住用不動産の遺贈または贈与があった場合は、その物件は相続財産から除くことができます。



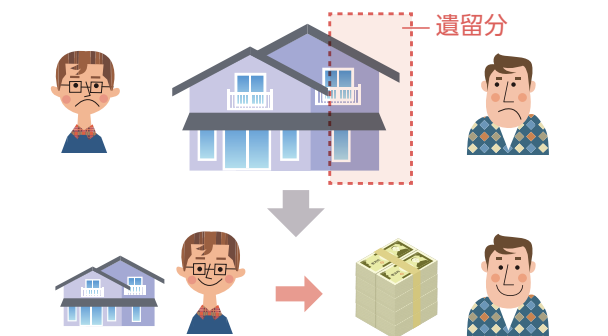
※生前贈与の場合は贈与税の課税対象ですが、配偶者控除や基礎控除を利用できます (P7)

●遺産分割前の預貯金払戻し制度

遺産分割協議前でも一定の範囲で預貯金の払い戻しを受けることができます。このことで、遺族は葬儀費用や当面の生活費を確保することができるようになります。

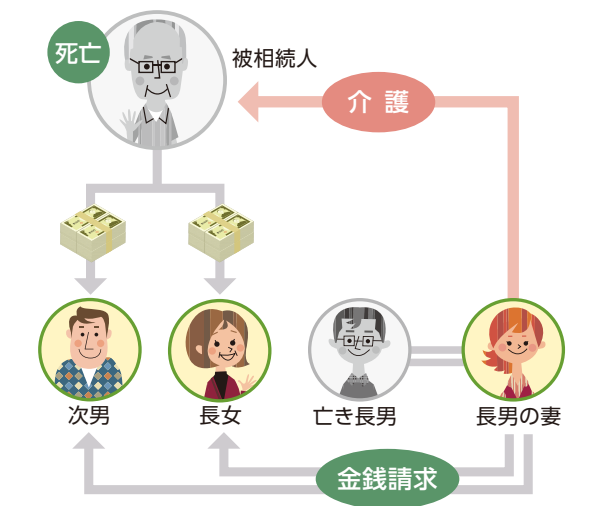
●遺留分制度の見直し

遺留分の侵害に対しては、金銭をもって解決することができるようになりました。これによって不仲な兄弟間での不動産共有など、将来的な争いに発展しそうな問題を未然に防ぐことができます。



●相続人以外の特別の寄与を考慮

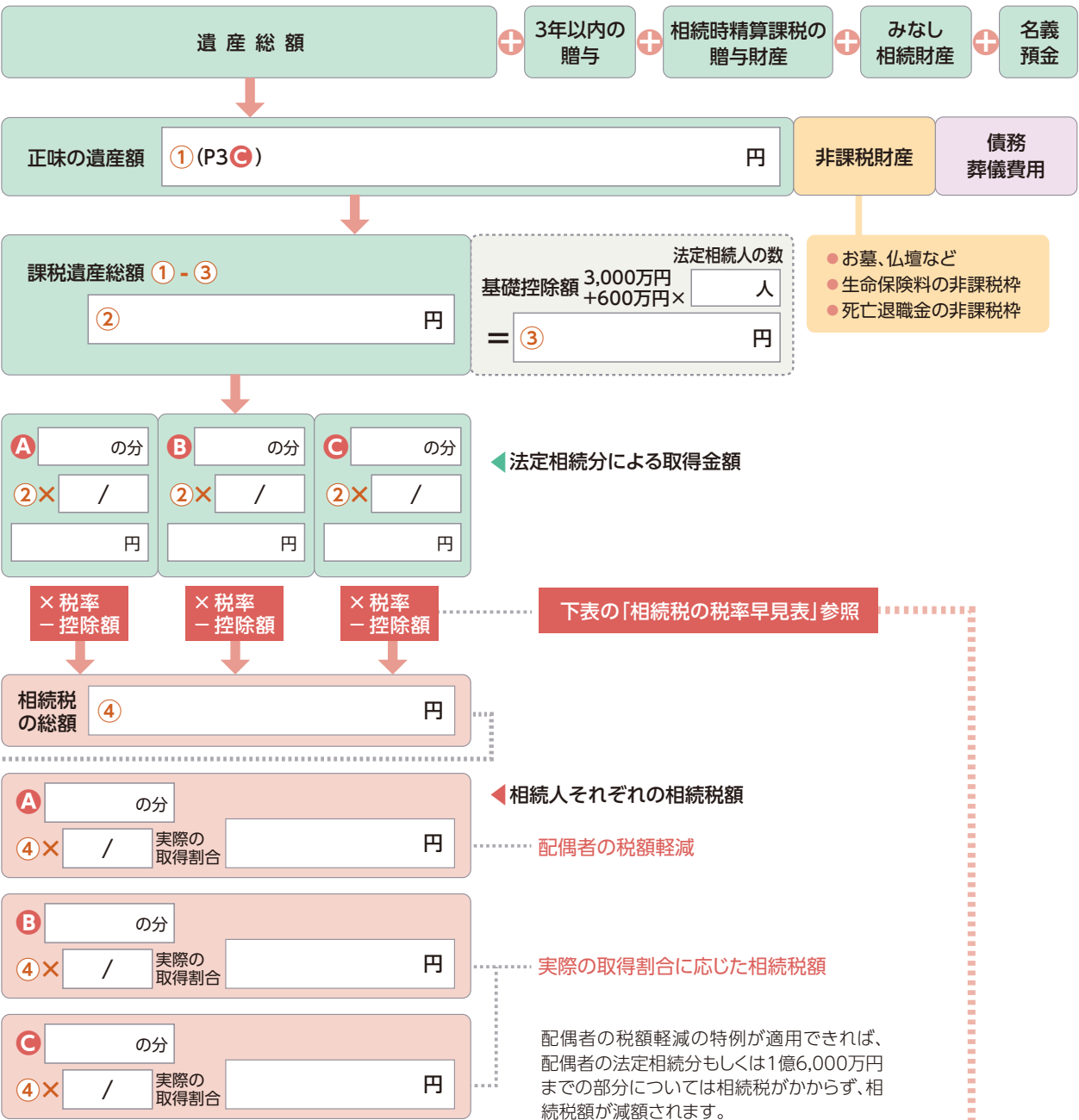
本来相続人ではない義理の娘などが無償で被相続人の介護や看病を行っていた場合、貢献の度合いによって相続人に金銭を請求できるようになりました。



相続税の計算

相続税がいくらかかるのか、実際に計算してみましょう

相続税計算



相続税の税率早見表

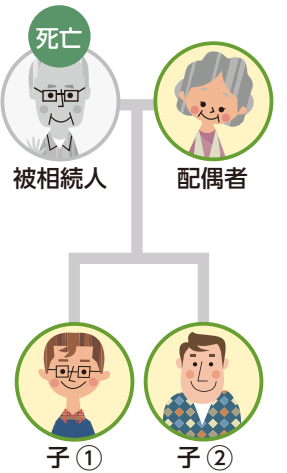
法定相続分に応じた取得金額	税率	控除額	法定相続分に応じた取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	2億円以下	40%	1,700万円
3,000万円以下	15%	50万円	3億円以下	45%	2,700万円
5,000万円以下	20%	200万円	6億円以下	50%	4,200万円
1億円以下	30%	700万円	6億円超	55%	7,200万円

※相続財産やかかる相続税は、あくまでも目安です。詳しくは税理士など専門家にご相談ください。

相続税総額早見表

単位：万円

相続財産	配偶者あり		
	子ども1人	子ども2人	子ども3人
4,000	0	0	0
5,000	80	20	0
6,000	180	120	60
7,000	320	225	160
8,000	470	350	275
9,000	620	480	400
10,000	770	630	525
15,000	1,840	1,495	1,330
20,000	3,340	2,700	2,435
25,000	4,920	3,970	3,600
30,000	6,920	5,720	5,080



計算例

- 配偶者あり
- 子ども2人
- 相続財産1億円

● 課税遺産総額
1億円 - (3,000万円 + 600万円 × 3人) = 5,200万円

● 配偶者：5,200万円 × 1/2 × 15% - 50万円 = 340万円

子①：5,200万円 × 1/4 × 15% - 50万円 = 145万円

子②：5,200万円 × 1/4 × 15% - 50万円 = 145万円

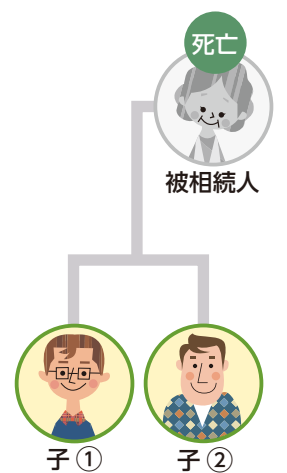
相続税総額 340万円 + 145万円 + 145万円 = 630万円

配偶者の税額軽減

630万円 × 実際の相続割合がそれぞれの納税額となりますが、配偶者の実際の納税額は、軽減措置の適用によりゼロとなります。(P9)

単位：万円

相続財産	配偶者なし		
	子ども1人	子ども2人	子ども3人
4,000	40	0	0
5,000	160	80	20
6,000	310	180	120
7,000	480	320	220
8,000	680	470	330
9,000	920	620	480
10,000	1,220	770	630
15,000	2,860	1,840	1,440
20,000	4,860	3,340	2,460
25,000	6,930	4,920	3,960
30,000	9,180	6,920	5,460



計算例

- 子ども2人
- 相続財産1億円

● 課税遺産総額
1億円 - (3,000万円 + 600万円 × 2人) = 5,800万円

● 子①：5,800万円 × 1/2 × 15% - 50万円 = 385万円

子②：5,800万円 × 1/2 × 15% - 50万円 = 385万円

相続税総額 385万円 + 385万円 = 770万円

※相続財産は基礎控除前の正味の遺産額です。

※相続税の総額は「配偶者の税額軽減前」の額です。

※万円未満は切り上げています。

ONE POINT

相続税の2割加算

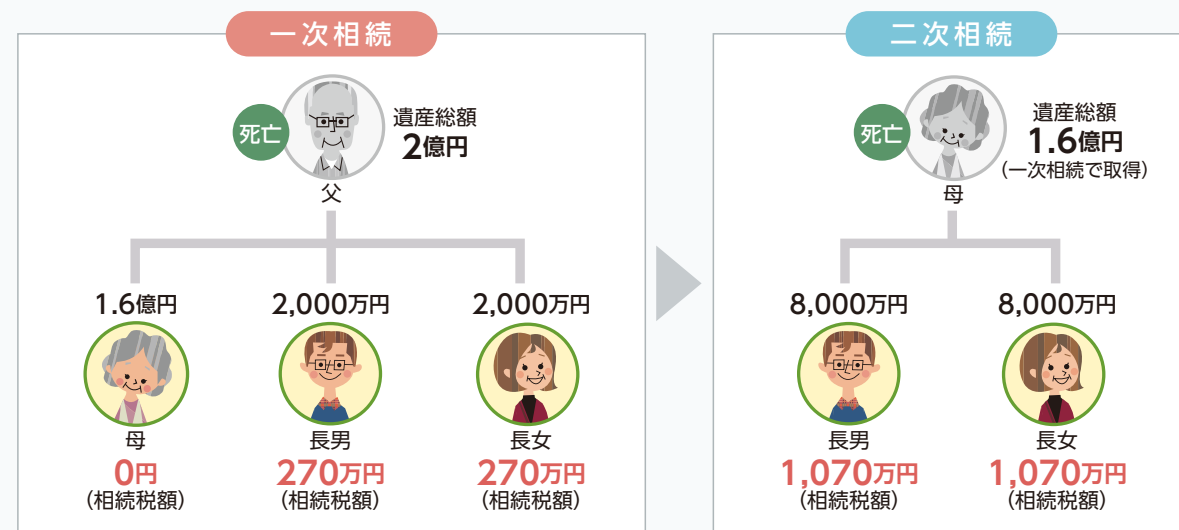
「配偶者と一親等の血族」以外、例えば兄弟や孫、血族以外の人物が相続した場合、支払う相続税が2割加算されます。ただし養子(孫以外)や代襲相続人は加算の対象外となります。

二次相続も見据えた分割を



二次相続とは、最初の相続（一次相続）で配偶者と子どもが相続した後、その配偶者が亡くなったことで発生する二度目の相続のことです。一時相続で配偶者が受け取った相続財産には、大きな税額軽減が認められています（P9、12）が、二次相続には軽減はありません。一時相続の段階で、二次相続時に負担する相続税も見据えた分割をする必要があります。

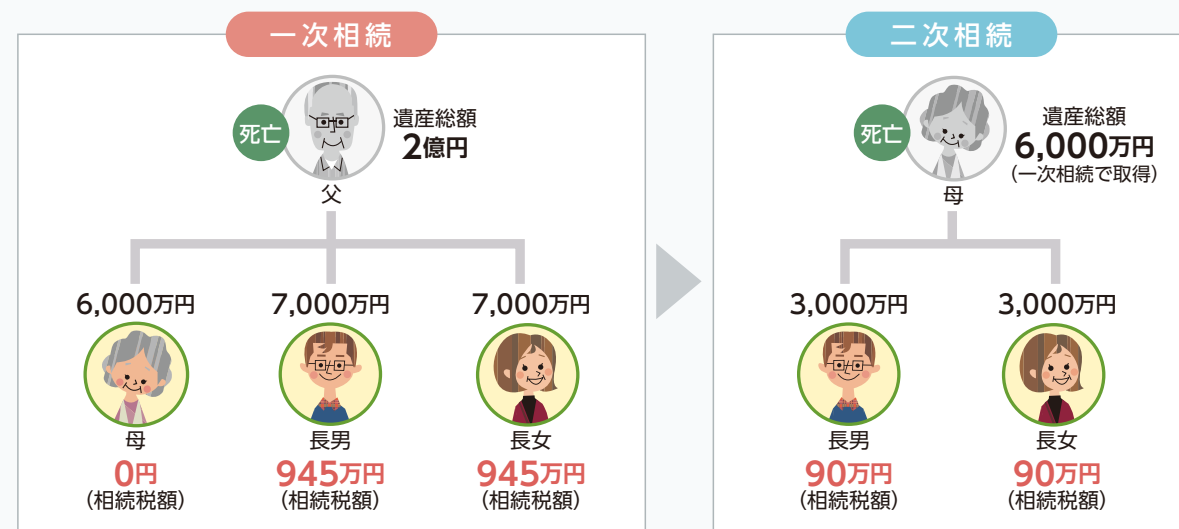
配偶者の税額軽減を最大限活用して遺産分割した場合



一次相続と二次相続における子供の相続税額の合計……**2,680万円**

一時相続での税額負担は抑えられるが、二次相続で大きく課税される

法定相続分で遺産分割した場合



一次相続と二次相続における子供の相続税額の合計……**2,070万円**

一時相続である程度課税されるが、二次相続の遺産総額が少ないので結果的に相続税の総額は抑えられた

法定相続情報証明制度

2017年からスタートした法定相続情報証明制度は、法務局で発行される証明文付きの「法定相続情報一覧図の写し」のみを金融機関や役所などに提出するだけで、各種相続手続きが可能になるという制度です。いままでは各機関からそれぞれ求められていた大量の戸籍謄本等の提出を軽減でき、相続人にとっては時間的にも金銭的にもメリットがあります。この「法定相続情報一覧図の写し」の交付は、発行手数料無料で必要な枚数分申請することができます。

法定相続情報証明制度を利用できる主な手続き

- 相続登記
- 相続税の申告
- 預貯金の解約
- 生命保険の受取り
- 遺族年金の受取り など

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理されます。

(記載例) 法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成28年4月1日
 (被相続人)
 法 務 太 郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和○年○月○日
 (妻)
 法 務 花 子

住所 ○県○市○町○番地
 出生 昭和45年6月7日
 (長男)
 法 務 一 郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和47年9月5日
 (長女)
 相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
 出生 昭和50年11月27日
 (養子)
 登 記 進

以下余白

作成日：○年○月○日
 作成者：○○○士 ○○ ○○
 (事務所：○市○町○番地)

●法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。

これは、令和○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和○年○月○日
 ○○法務局○○出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 職印

注) 本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号S00000 1/1